

<川越市>

## 速報！

川合善明市長、弁護士として懲戒処分を受けていた！

2024年1月19日付官報 通算14件目埼玉弁護士会

### 川合善明弁護士懲戒処分公告

新年早々、本紙に朗報が届いた。

昨年逝去した本紙創業者にして社主・松本州弘が請求者となって、埼玉弁護士会に懲戒請求をしていた対象弁護士「川合善明（川越市長）」が、ついに懲戒処分されたことが1月19日付官報で公告されたのである。

同官報公告を報じたウェブサイト「[弁護士自治を考える会](#)」より

<https://jlfmt.com/2024/01/19/70688/>

本件懲戒請求から足掛け5年。本件懲戒請求の事案の調査を担当した埼玉弁護士会綱紀委員会は、令和4年6月24日、市民女性A氏に対して電話で住民訴訟の原告となった経緯等を執拗に質問してA氏を恐怖させた川合善明氏の言動などを、弁護士の「品位を失うべき非行」であったと議決していた。

これを受けた埼玉弁護士会懲戒委員会が、川合弁護士を「戒告」処分にすべきと判断し、埼玉弁護士会がこれを公表したのである。

「戒告」という処分は、弁護士法が定める懲戒処分の重い順から「除名」「退会命令」「二年以内の業務の停止」「戒告」とする中で最も軽い処分となる。

ただし、そもそも懲戒処分を下された時点で、処分対象弁護士・川合善明氏は、その程度を問わず「弁護士としての秩序又は信用を害し、その職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があった」と埼玉弁護士会に判断された事実をもって、もはや川越市長としても失格の人物であると断じて相違なからう。

懲戒委員会が作成した議決書は、通常、請求者に郵送される。しかし本事件については請求者である本紙社主・松本が懲戒委員会の議決が出る前に逝去したため、松本の代理人であった清水勉・出口かおり弁護士には懲戒委員会の議決書が送付されなかった。

今後、この議決書の本紙に送るよう埼玉弁護士会に交渉する予定であり、そう時間はかからず川合善明弁護士の懲戒処分の詳しい内容がわかることになるだろう。いずれにせよ本紙一同にとっては、鬼籍に入りながらも「市民の敵」川合善明市長を許さないという社主・松本州弘の「破邪顕正」のペンの力に間違いはなかったと自負する結果となった。

## 川越市議会は「痴呆議会」か？

この懲戒処分が重大な意味を持つのは「その職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があった」と認めている点である。つまり、川合善明氏は、弁護士資格を持つ人間として、その社会的信用を失う行いをしたという事実を埼玉弁護士会は認定したのであり、それは地方公務員特別職として法がその立場を保証する「市長」としても品位を失うべき非行を行ったことの証左にほかならない。

いつまでも「川合擁護団」の川越市議会は、最高裁判決での請求棄却（全面敗訴）に加えて、弁護士としても懲戒処分が議決された川合善明市長に対して、不信任決議案を出すこともなく、市長任期満了まで温かく見守るつもりだろうか？

またその姿勢は、川越市議会議員として川越市民の川合市長に対する声を代弁しているのだろうか？川合市政となって以降の川越市の取材経験から本紙がいえる事実として、川合善明市長に市長の資格なしと正面から市長責任を追及している川越市議は、いまだに小林薫議員ただひとりといって間違いはないだろう。

川越市民は「川合市長は市民女性A氏を訴えて最高裁判所から理由がないと請求を一蹴されて、弁護士としても同じ市民女性A氏を恫喝して懲戒処分を議決されたけど、川越市の市長としてふさわしい」といっているとでも？このままでは、川越市議会は地方議会ならぬ「痴呆議会」と非難されても仕方あるまい。

市政をそっちのけで身勝手な私怨と自己正当化のための濫訴に暴走してきた川越市長・川合善明氏に対して、司法や弁護士会が次々と「NO」を突きつけている現在、川越市議たちはそれが自分たちにも突きつけられている評価だと自覚すべきだろう。いよいよ「川合裁判劇場」の閉幕も間もないだろう。

本紙は最後まで続報をお届けする。